

郡山市立御館中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法より）

本校における基本的な考え方

- (1) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりえることを強く意識し、いじめを未然に防止するように努める。
- (2) いじめは絶対に許さないという強い認識に立つ。
- (3) 生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- (4) すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを傍観することのないよう、生徒理解を深めながら、いじめ防止対策を推進する。
- (5) 生徒の生命及び心身を保護するために、家庭や地域住民、関係機関との連携を強化していじめをさせないことを目指して、いじめ防止対策を推進する。

【学校の責務】

- (1) 学校は、学校の全教育活動を通して、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、児童生徒のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取組を行うとともに、児童生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、指導、支援する。
- (3) 学校は、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) 学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 学校は、相談体制を整備するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 学校は、児童会、生徒会等による児童生徒による主体的ないじめ問題への取組の充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (7) 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- (8) 学校は、ネットいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修及び児童生徒、保護者への啓発活動を行う。

【保護者の責務】

- (1) 保護者は、いじめが許されない行為であることを児童生徒に十分に理解させ、どの児童生徒もいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめたり、いじめに加担したりしないよう指導に努める。
- (2) 保護者は、日頃からいじめ被害等の悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (3) 保護者は、学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめ根絶のために協働して取り組む。
- (4) 保護者は、いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

【児童生徒の役割】

- (1) 児童生徒は、自己の目標を達成するために、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない環境・風土づくりに努める。
- (2) 児童生徒は、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するとともに、周囲にいじめがあると思われるときは、当該児童生徒に声をかけたり、周囲の大人等に積極的に相談したりする。

(平成 26 年 4 月 郡山市いじめ防止基本方針より)

2 いじめの未然防止～いじめを生まない土壌づくり～

(1) 道徳教育の充実

- ア 学校の教育活動全体や道徳の授業を通して、いじめに対する認識や的確な道徳的な判断力を高める。
- イ 「いじめをしない」「いじめを許さない」「いじめを見て見ぬふりをしない」といういじめに対して望ましい態度を醸成する。
- ウ 生徒の実態に合わせて道徳の授業を実践する。
- エ 生徒に適した教材や資料を用いて、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」などに触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを防止する。

(2) 人権教育の充実

- ア いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、学級活動や様々な機会をとらえ生徒に理解させる。
- イ 他の人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神を学ばせ、人権意識の高揚を図る。

(3) 体験活動の充実

- ア 生徒が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する機会を設ける。
- イ 環境体験や自然体験、福祉体験など、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) コミュニケーション能力の育成

- ア 自分の意見や考えを堂々と発表できる学級経営や授業経営を行い、自尊感情を養う。
 - イ 日々の授業はもとより学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を設け、コミュニケーション能力の育成を図る。
 - ウ 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くためグループエンカウンターを教育活動に取り入れる。
- (5) 保護者や地域の方々・関係機関との連携
- ア 授業参観や保護者会の開催、ホームページ、学年だよりなどによる学校からの広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - イ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ウ スマートフォンや携帯電話、情報機器を持たせることの弊害を伝えるとともに、家庭内のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 早期発見，早期解決～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 日々の観察

- ア 学級担任と教科担任、部活動担当など、一人の生徒に対して複数の目で見守るようにし、連絡を密にして些細なことでも情報を共感しあう。
- イ 休み時間や部活動の際には、生徒の行動に気を配り、生徒が活動する際は、教員が付いて目配りや指導ができるよう心がける。
- ウ 生活ノートの活用により、普段から生徒一人ひとりが気軽に相談できる環境作りに努める。また、タブレットを用いてスマイルチェックを実施し、生徒の小さな変化に気づくことができるようにする。

(2) 定期的なアンケートの実施

- ア 各学期に1回定期的に生活アンケートを行い、生徒の悩みや交友関係を把握し、結果を的確に分析し、指導に生かす。
- イ アンケートの結果をもとに、必要に応じて教育相談を設ける。

(3) スクールカウンセラーの活用

- ア スクールカウンセラーは、教育相談の一環として、可能な範囲で給食時に各学級で生徒と共に食事をするなど、普段から生徒との距離を縮め、気軽に相談できる雰囲気作りに努める。
- イ 全校生対象の相談の場を設け、いじめや悩みなどに対するの早期発見、解決を図る。
- ウ 学級担任、スクールカウンセラー、養護教諭などとの連携を密にし、複数の教員でいじめに対するの早期発見、解決を図る。

4 校内指導体制

(1) 校内体制

- ア 生徒指導委員会（全職員による生徒指導に関する情報交換）
 - ・週1回の生徒指導委員会にて全校生徒の指導に関しての情報交換を行い、全職員で共通理解のもと、一貫した指導にあたる。
- イ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会…校長、教頭、生徒指導主事、学年担当、養護教諭）の開催
 - ・必要に応じ、事例研究や伝達講習を行い、いじめ防止に対して有効な方策を考える。

- ・いじめ発生の際には中心となって方針を固め、対応にあたる。
- (2) いじめが起こった際には、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア いじめの事実を把握したときは、担任だけでなく校長以下すべての教職員でいじめに対応し、校長の指導の下的確な役割分担により、いじめの解決にあたる。
 - イ いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ウ 家庭との連携を密にし、学校側の対応及び取り組みについて迅速かつ的確に保護者に情報を伝えて理解を得るとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。
 - エ 必要に応じ学校内だけでなく、各種機関及び専門家などと協力・連携を図りながら、解決を図る
 - 郡山市教育委員会 ○総合教育支援センター ○児童相談所
 - スクールカウンセラー ○郡山警察署
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織
 - ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、その場の状況に応じて適切な処置をとるとともに、直ちに管理職、生徒指導主事に報告する。状況により、緊急のいじめ防止対策委員会を開催し、迅速かつ適切な対応を行う。
 - 緊急の場合は、市教委へ報告し指示を仰ぐとともに、PTA会長、警察署員にも協力を依頼し対応にあたる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産も重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査に着手する。）
- ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「学校いじめ防止基本方針」Q&Aより）

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
(学校教育推進課 TEL 924-2431)
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、警察など関係機関との連絡を適切に行う。
- ④ いじめ防止対策委員会で得た調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。